

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 30 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25245009

研究課題名(和文) 精神障害少年の非行対策における法律学と精神医学との連携：発見から処遇まで

研究課題名(英文) Bringing together psychiatry and law in measures for dealing with delinquency in juveniles with psychiatric disabilities

研究代表者

丸山 雅夫 (MARUYAMA, Masao)

南山大学・法務研究科・教授

研究者番号：50140538

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 18,900,000円

研究成果の概要(和文)：ごく少数のセンセーショナルな少年犯罪が社会の注目を集める中で、犯罪少年の近時の特徴として、精神的な問題を有する者の存在が指摘されている。こうした少年の保護事件手続においては、少年の要保護性として、精神的問題の内容が解明される必要がある。また、具体的な処遇に当たっては、精神的問題を解消する再社会化プログラムの開発と実施が不可欠である。しかし、これまで、少年保護手続と精神医学的対応との連携は不十分なものであった。本研究においては、文献研究、それぞれの専門家を交えた研究会での議論、国内外の少年関連施設の参観を通じて、少年保護手続における精神医学の実効的な関わりを明らかにし、今後の方向性を示した。

研究成果の概要(英文)：As society focuses on extremely small numbers of sensational juvenile crimes, one characteristic of juvenile criminals highlighted in recent years is the presence of psychiatric issues. As part of procedure in matters of protection of such juveniles, it is necessary to clearly understand the particulars of any psychiatric issues. Concrete, specific treatment also requires the development and implementation of resocialization programs that eliminate psychiatric issues. Yet, any association between psychiatric approaches and juvenile protection procedure has hitherto been inadequate. Through a literature review, discussions at academic meetings of various specialists, and visits to juvenile facilities both within Japan and overseas, this study clarifies the practical relation between psychiatry and juvenile protection procedure and provides directions for the future.

研究分野：社会科学

キーワード：少年法 非行・犯罪 精神医学 少年処遇 刑事政策

1. 研究開始当初の背景

(1) いわゆる旧派刑法理論を背景とし、侵害原理を前提とする成人刑事裁判システムは、社会的に非難できない者(責任無能力者)に対する法的制裁(刑罰)を一律に否定している。他方、いわゆる新派刑法理論を背景として成立した少年法制は、個々の子どもの要保護性の解明とその解消のための最適な処遇選択を軸に展開されてきた。そこでは、子どもの特性(未成熟さと可塑性の高さ)に着目した健全育成が重視され、保護原理(パレンス・パトリエ)にもとづく国家の積極的介入が当然に認められる。そのため、非行少年の精神的状況(責任能力の有無)も、要保護性のひとつにすぎないものとして扱われる傾向が見られがちである。

(2) しかし、20世紀の中頃から、保護原理の一面的な強調と濫用につながりかねない運用に対する批判が高まり、侵害原理をも取り込んだ少年司法システムに転換する国(アメリカやカナダ)が増えていくのに伴って、精神障害のある犯罪少年を少年司法システムで扱うことの是非が深刻な理論的問題として提起されることになった。また、現実的な問題としても、発達障害圏の子どもの扱いに見られるように、精神障害のある犯罪少年を少年法で扱うことの現実的妥当性と意義(の有無)などが問題化するとともに、精神障害のある犯罪少年に対する処遇のあり方、さらには具体的な処遇プログラムの策定も重要な課題となっている。

(3) このような現状に対して、少年法を中心とする法律学は、特に理論的な論点を中心として議論してきた。たとえば、精神障害を有する犯罪少年を少年法(少年司法システム)の対象とすることの是非と可否については、多くの論稿(猪瀬慎一郎ほか編『少年法の新たな展開』[有斐閣、2001年]における佐伯論文と町野論文、中谷陽二ほか編『精神科医療と法』[弘文堂、2008年]における佐伯論文と拙稿など)が公にされている。また、処遇についての理論的研究としては、浜井浩一ほか編『発達障害と司法』(現代人文社、2010年)も公刊されている。他方、精神医学の分野においては、本研究の連携研究者の研究業績をはじめとして、広く非行問題や精神障害犯罪少年に関連する多くの業績がすでに見られたところである。

しかし、それぞれの問題や課題に対する対応は、法律学(理論)と精神医学(主として実践的場面)とで明らかに分断されている状況にあり、理論(法律学)と実践(精神医学)とを架橋するような学際的な研究はほとんど存在していない状況があった。したがって、当然のことながら、両者の連携にもとづく実効的な対策への提言も見られないのが現状である。本研究は、以上のような状況を明確に意識したうえで、精神障害を有する犯罪少

年への対応(発見から処遇までの全段階)を中心として、法律学と精神医学との有機的・実効的な連携のあり方を明らかにするものとして計画された。

2. 研究の目的

日本を含む世界各国の少年法制(少年司法システム)は、個々の非行少年の要保護性に応じた個別的扱い(最善の処遇によるベスト・インタレスの実現)を前提として構成されている。したがって、精神に障害(精神疾患を含む)や問題を有する犯罪少年も、当然に少年法の対象とされ、最適な処遇によって積極的な再社会化が図られるものになっている。しかし、精神障害犯罪少年を少年法で扱うことについては、刑事法理論としてはその是非と可否が重大な問題であり、精神医学的にはその現実的な意味が問題となる。また、特に少年処遇の場面においては、精神的な問題の故に処遇困難な非行少年(性犯罪少年や累非行性少年など)の存在が大きな問題になっている。こうした問題に対するこれまでのアプローチは、個別の独立した学問分野からのものにとどまっており、学際的なアプローチを意識した研究はほとんど見られなかった。本研究は、法律学と精神医学との有機的・実効的な連携によって、精神障害少年の非行(犯罪)対策のあり方を明らかにする目的のもとに構想されたものである。

3. 研究の方法

(1) 法律学と精神医学との連携のもとに遂行する研究であるため、研究組織としては、法律学(刑法、少年法)を専攻する研究代表者のほか、法律学と精神医学のそれぞれの分野から幅広く連携研究者を委嘱するとともに(後掲6.研究組織参照)実務経験を有する多くの研究協力者にも参加してもらえる構成とした。具体的な研究方法は、年度に応じて若干の相違はあるものの、研究全体としては、個人による文献研究等を前提とした研究会における報告と意見交換、国内外の施設の参観・視察およびそれぞれの関係者との意見交換を行う方法で進めた。

(2) 文献研究においては、法律学と精神医学のそれぞれの分野の研究者が個別的な論点についての検討を進めたうえで、研究会での報告にもとづいて幅広い意見交換を行い、知見を深めるとともに共通の理解を形成することにした。また、審判の非公開や同一性情報の公表禁止に見られるように、少年法制には秘密性が高いという特徴(さらには限界)があることから、さまざまな現場で業務に従事している関係者に研究会でのゲスト・スピーカーを依頼して報告を受け、全体で意見交換を行うことによって、実務についての知見を深めるとともに共通の理解を形成することに務めた。

(3) 研究会におけるゲスト・スピーカーの報告と意見交換によって得られた知見を確認するために、少年法制関連の現場と実務について視察することとし、随時、日本国内の主要な要保護児童・少年関連施設（児童自立支援施設、少年院、少年刑務所等）を参観したうえで、それぞれの現場で業務に従事する職員や関係者との意見交換を行うことにした。さらに、わが国の少年法制や少年処遇のあり方に具体的な提言を行うことを意識して、精神医学との連携を明確に意識して少年法制・少年処遇を運営している諸外国の関連施設を適宜参観することとし、欧米の主要国を訪問国として予定した。

(4) 以上のような研究過程を前提として、研究の最終年度において、研究全体についての報告書を作成し、公刊することとした。また、各参加者の成果については、随時、論文等の形式で公刊するとともに、研究終了後の適切な時期に、研究終了後の個別的な継続的研究成果をも反映する形で体系的な研究書として公刊することを予定した。

4. 研究成果

(1) 4年間の研究期間を通じて、各年度における研究実績と成果は、それぞれ次に述べる通りのものであった。なお、各年度に開催した研究会については、年度ごとに特段の方向性を設定せずに、研究全体に関連するテーマがある限りで適宜開催した。また、個人研究および研究会での知見にもとづく成果については、中間的なものも含めて、適宜、研究者個人の責任において公表している（後掲5. 主な発表論文等参照）。

(2) 研究スタートの年度である平成25年度においては、犯罪少年対策における法律学と精神医学との連携に関する基礎的な状況を確認することを念頭において、研究参加者個人による文献研究とそれにもとづく研究会の開催を中心に、国外の施設参観を併せて実施した。

研究会は、合計で4回開催した。第1回（5月）および第2回（7月）は、「非行少年のアセスメントの現状」と「少年の責任」に関して、主として司法精神医学の立場からの報告を受けた後、議論と検討を行い、共通理解を形成することとした。第3回（11月）は、10月末から11月初旬にかけて行った海外視察の結果についての報告にもとづいて検討を行った。第4回（2014年2月）は、海外視察報告を継続するとともに、医療少年院の処遇の現状について現場担当者からの知識提供を受け、検討を行った。研究会としては、研究全体の中での当初の予定をほぼ達成したが、法律学の理論的側面からの実績が必ずしも十分なものにはならず、したがって成果を示す公刊業績も多いとは言えない状況にとどまった。

施設参観および現場との意見交換については、10月末から11月初旬にかけて、「精神医療法研究会」と合同で、アメリカのニューヨークおよびサンフランシスコにおいて、少年処遇施設、精神医療施設を中心として合計12か所の施設を精力的に参観して活発な意見交換を行い、いずれも有意義な成果を挙げることができた。他方、国内施設については、参観することができず、次年度以降の課題として残すことになってしまった。

(3) 平成26年度は、主として文献研究とそれにもとづいて議論をするための研究会の開催を中心として、犯罪少年対策における法律学と精神医学との連携の実態解明を主眼として進めるとともに、国内外での施設参観と、そこで得られた知見を確認・共有するための研究会を行った。

研究会は、延べで5回開催した。第1回（7月）は、「精神医療法研究会」と合同で、10月末の実施を計画した海外視察のための勉強会として、ドイツとオランダにおける司法精神医学・医療について学ぶ機会とした。第2回（9月）は、児童自立支援施設の処遇を中心として、現場担当者からの報告にもとづいて議論した。第3回（11月）は、「精神医療法研究会」と合同で、10月末に実施したオランダでの施設参観・視察のまとめを行った。第4回（2015年2月）は、青年期の倒錯と発達障害に関する精神医学的見地からの報告にもとづいて議論をするとともに、精神障害を有する非行少年の法的扱いと精神医療的扱いの可否と方法について議論した。第5回（3月）は、「児童虐待防止研究会」との合同で、社会的養護としての里親制度について、行政担当者グループホーム経営者からの報告にもとづいて議論した。研究会全体としてはテーマが多岐にわたったものの、当初に予定していた以上の成果を挙げることができた。

施設参観および現場担当者との意見交換については、10月末に、オランダの精神医療施設（計5か所）を訪問したほか、2015年3月には、川崎市と静岡市の更生保護施設を参観し、実態を調査した。いずれも、犯罪少年を「直接」の対象とする施設ではなかったものの、犯罪少年への対応を念頭に置いたものであり、刑事政策全体における犯罪少年への対応について参考になるべき知見を得ることができ、非常に有意義なものであった。

(4) 4年間の研究期間の3年目に当たる平成27年度は、最終年度における総括を視野に入れて研究全体を遂行した。具体的には、従来個人による文献研究スタイルを踏襲するとともに、それにもとづいて議論をし、知見を共有するための研究会を開催した。また、それと並行して、国内外での少年関連施設を参観・視察して、その知見を研究会で報告し

て参加者全員で共有した。

研究会は、延べで5回行った。第1回(8月)および第2回(10月)は、少年法に特有の解釈問題を議論するとともに、それぞれにゲスト・スピーカーを招いて、2014年に成立した少年鑑別所法と新少年院法における少年処遇の実際について報告・議論をした。また、同時に、地方更生保護委員会の機能について、ゲストから知識提供を受けて知見を共有した。第3回(10月)は、「児童虐待防止研究会」との合同開催により、児童虐待防止対策における警察庁の対応について、ゲストの報告をもとに議論した。第4回(12月)は、精神科医と臨床心理士をゲストに招いて、精神的な負因を有する児童・少年への対応方法について検討した。さらに、第5回(2016年3月)には、本年度に実施した海外施設参観の成果の報告にもとづいて知見を共有するとともに、児童自立支援施設の現状についてゲストから知識の提供を受けた。

海外の施設参観・視察については、10月末から11月初旬にかけて、連合王国(ロンドンおよびケンブリッジ)の成人・少年処遇施設を中心に4か所において実施するとともに、現地で処遇関係者および研究者と活発な意見交換を行い、第5回研究会の場で報告・討論した。また、国内の施設については、8月に各1か所の児童自立支援施設、第1種少年院、少年刑務所を参観し、2016年3月には、松本市およびその周辺に所在する、各1か所の第1種少年院と更生保護施設の視察を行った。それぞれの参観・視察・意見交換を通じて、少年処遇現場の実情について理解が深められただけでなく、これまでの施設参観で得られた知見とも合わせて、相当の知識を得ることができている。

(5)平成28年度は、本研究課題(4年間)の最終年度に当たることから、これまでの3年間の実績をも踏まえて、研究全体をまとめる形で実施した。また、本研究課題との共通部分が相当にあり、研究参加者(協力者を含む)の多くが共通している挑戦的萌芽研究の1年目でもあったことから、「少年司法研究会」を母体として連携した広範な研究活動を行った。これにより、これまで以上に実効的な活動を行うことができ、相応の成果を挙げることができた。

研究会は、延べで5回を開催した。第1回(4月)は、4年間の研究全体を中間的に総括する形で、少年法・児童精神医学・少年処遇を中心として全体で議論を行い、最終的な方向性を確認した。第2回(5月)は、研究代表者が日本刑法学会の第1分科会(少年の刑事事件)のオーガナイザーを引き受けることになったため、そこでの報告を依頼している方々に事前に個別報告を行ってもらい、少年刑事事件全体(逆送、裁判、処遇)に関する各報告をもとに全員で議論し、学会報告の方向性を確認した。第3回(7月)は、少年

事件に造詣の深い実務家(弁護士)に依頼して、刑事裁判手続に逆送後に55条移送されて保護処分で終局した事案(戸塚事件)の報告を受け、全員で検討を行った。第4回(2016年2月)は、最近に問題が急浮上することになった少年法適用年齢の18歳への引下げ問題の是非と可否について、議論・検討した。第5回(3月)は、ドイツの少年参審制度の歴史を中心にゲストから報告を受け、わが国への導入可能性について議論した。また、第3回の研究会を受けて、20条逆送と55条移送の理論的問題を中心に議論した。これら以外に、10月から11月にかけて実施した海外少年関連施設の結果について、各参加者の報告をもとに検討し、全員で知見を共有した。

少年関連施設の参観ないし視察については、国外視察として、10月末から11月初旬にかけて、カナダのプリティッシュ・コロンビア州バンクーバー市を中心に実施し、少年拘禁施設、少年裁判所、ユース・プロベーション・オフィス、少年ダイヴァージョン・プログラム施設、児童精神医療施設をそれぞれ訪問し、多くの知見を得ることができた。特に、被収容少年・児童について、精神的問題を持つ者と被虐待経験を持つ者の存在の多いことが実感として理解でき、わが国と共通の問題の所在に改めて気づかされたところである。この視察については、報告書案の作成段階に至っている。また、国内施設については、夏期休暇中に、京都医療少年院を中心とした視察を行い、新少年院法成立直後の第3種少年院の処遇実態について現場担当者と意見交換を行った。また、3月下旬には、東広島市に所在する、広島少年院(男子少年院)、貴船原少女苑(女子少年院)、広島学園(児童自立支援施設)を参観するとともに、各処遇現場担当者と意見交換をし、新たな知見を得ることができた。

以上の活動を中心として、4年間全体にわたる研究活動について、実績報告書を作成する段階に至っている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計28件)

服部朗、要保護性再考、愛知学院大学論叢法学研究、査読無、58巻1・2号、2017、pp.163-196.

柴田守、少年鑑別所の地域援助活動への期待、法学新報、査読無、123巻9・10号、2017、pp.823-844.

丸山雅夫、少年法20条による検察官送致、南山法学、査読無、39巻3・4号、2016、pp.63-97.

丸山雅夫、少年犯罪と鑑定、南山法学、査読無、39巻3・4号、2016、pp.435-442.

渡邊一弘、少年の再犯・再非行防止対策の現状と課題、青少年問題、査読無、662

- 号、2016、pp.46-53.
 東本香織、性をめぐる家族の諸問題と支援、家族心理学年報、査読無、34巻、2016、pp.106-108.
 柴田守、少年司法機関と学校教育機関の連携強化に向けて、罪と罰、査読無、53巻3号、2016、pp.34-44.
 岩井宜子、少年非行問題解決のための早期介入、罪と罰、査読無、53巻3号、pp.45-47.
 丸山雅夫、精神障害が疑われる犯罪少年の法的扱い、司法精神医学、査読有、11巻1号、2016、pp.110-114.
 渡邊一弘、少年法における科学的調査、専修法学論集、査読無、126号、2016、pp.287-319.
 岡田暁宜、近年の「新型うつ病」の臨床に関する精神分析的考察、精神分析的精神医学、査読有、8号、2016、pp.13-22.
 丸山雅夫、精神障害が疑われる犯罪少年に対する法的扱い、社会と倫理、査読無、30号、2015、71-89.
 岩井宜子、少年矯正と女子非行、犯罪社会学研究、査読無、40号、2015、pp.27-37.
 丸山雅夫、少年法55条による家庭裁判所への移送、南山法学、査読無、38巻3・4号、2015、pp.55-85.
 丸山雅夫、少年法と刑事責任能力、青少年問題、査読無、657号、2015、pp.10-17.
 岩瀬徹、少年に対する医療観察法の適用について、青少年問題、査読無、657号、2015、pp.2-9.
 吉岡眞吾、非行と精神医学をめぐって、青少年問題、査読無、657号、2015、pp.18-25.
 丸山雅夫、少年法と刑事手続との交錯、南山法学、査読無、38巻2号、2014、pp.171-198.
 丸山雅夫、少年司法における親の役割、南山法学、査読無、38巻1号、2014、pp.195-219.
 丸山雅夫、児童虐待への刑事的対応、南山法学、査読無、38巻1号、2014、pp.1-26.
 ⑳ 岡田暁宜、抵抗を克服する、精神療法、査読有、40巻6号、2014、pp.19-25.
 ㉑ 岩井宜子、少年矯正への期待、法律のひろば、査読無、平成26年8月号、2014、pp.41-50.
 ㉒ 早川徳香、小学生を対象にした学習支援グループ「キッズ・ゼミ」に参加した母親への心理的援助について、アカデミア人文・自然科学編、査読無、7号、2014、pp.171-180.
 ㉓ 早川徳香、自閉症スペクトラム障害における聴覚障害、健康医療科学研究、査読無、3号、2013、pp.1-7.
 ㉔ 丸山雅夫、カナダの少年司法政策、南山法学、査読無、36巻3・4号、2013、pp.85-128.
 ㉕ 岡田暁宜、教育現場における学生の心の

- ケア、臨床検査学教育、査読無、5巻2号、2013、pp.79-83.
 ㉖ 岡田暁宜、セルフケアについて、IRIS HEALTH、査読有、12巻、2013、pp.17-23.
 ㉗ 東本愛香、ニューヨーク州性行動治療クリニックから学ぶこと、精神科、査読有、23巻5号、2013、pp.223-228.

〔学会発表〕(計10件)

- 岡田暁宜、残滓としての夢、日本精神分析学会、2016年11月6日、広島国際会議場(広島県・広島市)
 柴田守・岩井宜子、問題行動に対する学校教育機関の対応と意識、日本犯罪社会学会、2016年10月29日、甲南大学(兵庫県・神戸市)
 丸山雅夫、少年刑事事件の現状と課題、日本刑法学会、2016年5月21日、名古屋大学(愛知県・名古屋市)
 岩井宜子、少年保護法制の現状と課題、平和文化シンポジウム、2015年11月29日、長崎県立長崎図書館講堂(長崎県・長崎市)
 吉中信人、A Comparative Study on the Juvenile Justice System in China、World Forum on China Studies、2015年11月21日、Shanghai International Convention Center、上海市(中国)
 丸山雅夫、少年犯罪と鑑定、日韓学術交流会、2015年11月2日、韓南大学校法科大学、大田市(大韓民国)
 吉岡慎吾、他、「高所からの飛び降り行為」を繰り返した中学生女子の一例、日本児童青年精神医学会、2015年10月1日、パシフィコ横浜(神奈川県・横浜市)
 丸山雅夫、精神障害の疑いのある犯罪少年への法的対応、日本司法精神医学会、2015年6月20日、ウインク愛知大ホール(愛知県・名古屋市)
 岩井宜子、少年矯正と女子非行、日本犯罪社会学会、2014年10月19日、京都産業大学(京都府・京都市)
 渡邊一弘、Relationship between Juvenile Ideal and Criminal Responsibility of Juvenile、アジア犯罪学会、2014年6月29日、大阪商業大学(大阪府・東大阪市)

〔図書〕(計7件)

- 丸山雅夫、成文堂、少年法講義[第3版]、2016、380
 丸山雅夫、成文堂、刑法の論点と解釈、2014、287
 吉中信人、他、信山社、刑事法・医事法の新たな展開 下巻、2014、589
 吉中信人、他、成文堂、川端博先生古稀記念論文集 下巻、2014、916
 服部朗、成文堂、アメリカ少年法の動態、2014、375

丸山雅夫、他、上智大学生命倫理研究所、
今、子どもを想う、2014、93
丸山雅夫、信山社、ブリッジブック少年
法入門、2013、284

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

丸山 雅夫 (MARUYAMA, Masao)
南山大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：50140538

(2) 研究分担者（なし）

(3) 連携研究者

服部 朗 (HATTORI, Akira)
愛知学院大学・法学部・教授
研究者番号：40267886
峰 ひろみ (MINE, Hiromi)
首都大学東京・法科大学院・教授
研究者番号：70468148
渡邊 一弘 (WATANABE, Kazuhiro)
専修大学・法学部・准教授
研究者番号：90449108
山中 友理 (YAMANAKA, Yuri)
関西大学・政策創造学部・准教授
研究者番号：80554386
五十嵐 禎人 (IGARASHI, Yoshito)
千葉大学・学内共同利用施設等・教授
研究者番号：40332374
岡田 暁宜 (OKADA, Akiyoshi)
南山大学・人文学部・教授
研究者番号：20319320

早川 徳香 (HAYAKAWA, Norika)
南山大学・総合政策学部・准教授
研究者番号：20410756
東本 愛香 (TOUMOTO, Aika)
千葉大学・学内共同利用施設等・特任助教
研究者番号：00595366

(4) 研究協力者

町野 朔 (MACHINO, Saku)
岩瀬 徹 (IWASE, Tooru)
岩井 宜子 (IWAI, Yoshiko)
吉岡 眞吾 (YOSHIOKA, Shingo)
吉中 信人 (YOSHINAKA, Nobuhito)
水留 正流 (MIZUTOME, Masaru)
柴田 守 (SHIBATA, Mamoru)
荻野 太司 (OGINO, Daishi)